

令和5年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月5日(月) 午後1時30分から午後2時6分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

2番 本村教昭	5番 西村新二
11番 野口浩美	
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第4条による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年6月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>麦の刈取りも、もうおおむね雨の前に、ぎりぎりさばけておられる方もいらっしゃると思いますが、間に合わなかった方も何名かはおられたかと思います。農繁期でございますので、御多忙の中で頑張っておられるのかなと思っております。</p> <p>それから、先般5月30日・31日で全国農業委員会会長大会に出席をさせていただきました。その中で、今回は人・農地プランのほう地域計画をせにゃいかんというようなことで、それには一番農地に詳しいJAの参加、また、農業関係の市の職員さんの参加、農業委員さんの参加、最適化推進委員さんが参加して、分散してするわけでございますけれども、なかなか昼間はできないので、夜に開催をせにゃいかんということで、その労務費ですね、人件費が確保できていないというようなことで、各地区、佐賀県は佐賀県選出の国会議員、ほかの地域はほかの地域選出の国会議員にその旨の陳情をさせていただきました。予算化してあるかないかは存じ上げませんけれども、代議士の方にそういうお願いをしてきたところでございます。</p>
事務局	<p>それから、昨日は新嘗祭に献上する米の御田植式が、三日月町のこの市役所の西側の野口好啓さんの田んぼで厳かに執り行われました。組織組織で玉串奉奠をいたしまして、三日月の農業委員の中村副会長と池田委員においでいただき、代表として玉串奉奠をさせていただきました。</p> <p>私たちが含めてでございますけど、農業委員組織というもの、こういう生産現場では、いろんなことで責任があるというのを痛切に感じてまいりました。そんな中で3年間、私たちは忙しい中にこの農業委員をさせていただいたなと痛切に感じたわけでございます。</p> <p>また、刈取りのときには抜穂式があるそうでございます。</p> <p>話は長くなりますけれども、小城と牛津と芦刈は献上米はされておって、三日月地区は割と大きい地区なのにまだされていなかったということで、非常に喜ばしいことかなと思っております。今後、良質米生産に向けての弾みになるのかなと感じて昨日は帰ったわけでございます。</p> <p>これから私たちが県産の特Aの「さがびより」を生産していくわけでございますけど、いつも言っておりますけれども、農作業中は事故などないように頑張っていたきたいと思います。</p>
議長	<p>今日は第1号議案から第5号議案までございますので、皆様方の御協力及び審議をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、2番本村委員、5番西村委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は11名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりこの会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年6月の農業委員会を開会いたします。</p>

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。

本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名させていただきます。

6番松尾委員、7番池田委員にお願いします。

次に、第1号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は1ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は1ページからとなります。

(第1号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は県道川上牛津線北の三日月町三ヶ島地区を通る市道三ヶ島緑2号線東にある農地で、転用目的は飼料置場でございます。

被害防除対策ですが、申請地の周囲には緩衝地を設け土砂流出を防止されます。雨水は集水後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第4条申請事前調査事項。

申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、牛舎の隣接地であり、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、農地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周囲に緩衝地を設ける。雨水は南側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水の排水はない。

その他特記事項について、令和5年5月13日に説明を受け確認しています。

令和5年6月5日、小城市農業委員、高塚。

どうぞよろしくをお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議長

9番

議長

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は7ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町高田地区を通る市道高田線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅25棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9番

農地法第5条申請事前調査事項について。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水される。

ホ、その他特記事項について、令和5年5月18日に説明を受け確認しています。

令和5年6月5日、小城市農業委員、高塚です。

どうぞよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は20ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は県道川上牛津線南の三日月町江利地区を通る市道江口江利線西

にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続し排水されるため、周辺への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は市役所本庁舎から約550メートルに位置しております。

以上でございます。

議 長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

農地法第5条申請事前調査事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の報告のとおりです。

5、調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断しました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道へ接続、また、雨水排水は北側水路へ放流されることで周辺農地への影響は少なく適当であると判断しました。

ホ、その他については特にありません。

令和5年6月5日、中村です。

よろしく御審議くださいませ。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は26ページからとなります。

（第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明）

この案件の場所は社搦排水機場北の芦刈町社搦地区を通る市道社搦線南にある農地で、転用目的は農業用資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)  全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。  次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。  申請番号1から申請番号71まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は3ページから16ページまでを御覧ください。  農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。  本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が54筆、利用権の再設定が112筆、合計で166筆、総面積は31万4,592平米でございます。  今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。  以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)  全員賛成ですので、申請番号1から申請番号71までについては原案のとおり承認することに決定しました。  次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。  議案書は17ページを御覧ください。  農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。  本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。  申請番号1について説明をいたします。  申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)  全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>申請番号2について説明をいたします。  申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。  申請番号3について説明をいたします。  申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)  ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。  議案書は18ページを御覧ください。  農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。  本日の売渡希望の審議件数は2件でございます。  資料は34ページからとなります。  申請番号1について説明をいたします。</p>
議長	<p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)  以上でございます。  ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (挙手)  全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。  次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号2について説明をいたします。  申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)  以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。  (質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は19ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。

本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。

資料は48ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は20ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを説明いたします。

資料は別つづりで配付しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。名簿をですね、お名前を一番上にした資料を別に今回送付をさせていただいております。

推進委員の任期は、農業委員の任期満了の日と同日である令和5年7月19日までとなります。そのため、後任の推進委員を委嘱する必要があるため、小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条の規定により推進委員を選考していただくものでございます。

資料3ページを御覧ください。

要綱第2条において、担当区域及び定数を定めております。

1ページ及び2ページに、担当区域順に推薦及び応募された候補者名簿を添付しております。

担当区域ごとの推薦・応募の状況は、小城町は定数9人に対して9人、三日月町は定数5人に対して3人、牛津町は定数5人に対して5人、芦刈町は定数6人に対して3人となっております。これまで令和4年7月から生産組合長会及び区長会での説明、市報及び市ホームページに掲載して募集を行ってまいりましたが、三日月町及び芦刈町が定数に達しておりません。今後改めて市報等に掲載し募集をしたいと考えております。

先ほど会議の前にお配りしました1枚紙、農業委員会等に関する法律の抜粋を御覧いただきたいと思っております。

事務局

議長

事務局

農業委員会等に関する法律第18条第4項には「第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。」と規定されており、そのなることができない者としましては、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、それと2番目に「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に該当する者は推進委員になることができないと規定されております。

そのため、候補者20人について本籍地の市役所で確認をしたところ、令和5年5月24日付で20人全てが刑罰等に該当しないとの回答がありました。ただし、1ページ目になるんですが、番号9番の候補者が過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕されたとの報道がなされております。状況が把握できていないため、本日の段階では選考すべきではないと考えております。そのため、番号9以外の候補者19人を選考したいと考えております。

なお、委嘱は改選後の農業委員会にて行います。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり同意することに決定しました。

ほかに皆さんの中から何かございませんか。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

事務局

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を6月26日月曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思っております。

7月の定例農業委員会の日時、場所ですが、7月5日水曜日、午後1時30分から、ここ西館2階大会議室となります。

以上でございます。

議長

それでは、皆様方から何かなければ、以上をもちまして6月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員